

序論 中心市街地活性化基本計画とは

[1] 中心市街地活性化制度とは

中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)」に基づき、市町村が策定した「中心市街地活性化基本計画」について内閣総理大臣が認定を行う制度です。

中心市街地活性化基本計画は、市町村が中心市街地の活性化を推進するために策定する計画であり、地域住民や関連事業者の協力を得て、中心市街地の活性化を目指すための基本的な方針を示すものです。

岩国市では、2014(平成26)年10月に内閣総理大臣から認定を受けています。認定後、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行う(株)街づくり岩国を中心に、官民が一体となって計画の基本方針に沿った事業を推進したことにより、一定の成果は上がりましたが、中心市街地を活性化するには、長期的な視点に立った継続的な取組が必要であり、また、まちづくり関係者の意識の醸成を図り、将来像の共通認識のもと、まちづくりに取り組む必要があるため、2020(令和2)年2月に「第2期岩国市中心市街地活性化基本計画」を策定し、事業を推進してきました。

[2] 中心市街地活性化基本計画の位置づけ

中心市街地活性化基本計画は、上位計画である総合計画をはじめ、市が策定する関連計画の目標や方向性を具体的な施策に落とし込む実施計画として機能し、中心市街地を活性化の「核」として地域全体の発展に寄与するよう、関連計画との調整や整合性を確保しながら、短期的・中期的な成果を目指します。

